

第401回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年4月25日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員 16人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

出席推進委員 8人

佐藤秀雄推進委員、平吹正見推進委員、山口守推進委員、齋藤吉昭推進委員、

金子俊信推進委員、奈良崎洋一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 農地転用に係る事業計画変更申請について

日程6 議 第4号 第457回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程7 議 第5号 第458回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程8 議 第6号 令和4年度上山市農業委員会運営方針について

日程9 承認第1号 令和3年度上山市農業委員会事業報告について

日程10 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程11 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程12 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程13 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程14 報告第5号 令和4年度上山市農業委員会歳入歳出予算について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、4月15日に告示になりました、第401回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年4月15日、上山市農業委員会告示第6号により、令和4年4月25日、第401回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年4月18日付け農委第15号をもって、第401回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第401回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。また、推進委員が7人出席しております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田とも委員、14番、原田広幸委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに所有権移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は阿弥陀地在住の〇〇氏、パートタイマー、譲受人は細谷在住の〇〇氏、農業であります。細谷地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1番について説明します。4月23日に〇〇氏、〇〇氏と面談してきました。この土地については今回の松沢の土地改良事業第3期工事の部分であります。〇〇氏については父親が先般亡くなり相続しましたが、サラリーマンで勤めております。この土地は松沢の土地改良部分で〇〇氏との作り合わせ状態であり、〇〇氏に購入してもらうことで両者とも納得したものです。今回の確認要件

関係は全て満たすため許可相当と認めます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、無職、借りは原口に事務所を有する有限会社〇〇、農業であります。原口地内の畑11筆の一部について、令和4年1月5日に策定した上山の農業の振興に関する計画に基づき、「生産→醸造→消費」のビジネスモデルを実現し、新たな顧客の発掘や交流人口の拡大を図るため、借人が運営する既存ワイナリーの隣接地に自社製ワイン・フルーツを提供し農業体験ができる宿泊施設を整備するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 面積のところだが、11筆全てで一部となっているが、たまたまなのか。

事務局長 今回は横長の土地を縦に利用しているため、このような表記になっております。

議長 他に質疑ございますか。発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について議題といたします。

事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、農地転用に係る事業計画変更申請について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。なお、5ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いた

します。事業計画者は山形市に事務所を有する株式会社〇〇であります。狸森橋の耐震補強工事のクレーンヤード等として利用するため、昨年５月に転用許可を得て一時転用しておりましたが、工期中に土砂崩壊が発生し、法面保護が必要となり工事に遅延が生じたため、転用期間を本年１２月２３日まで延長する申請があったものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件については、変更内容について土地所有者の同意が得られており、農地の復元計画も適切に定められています。加えて、変更の理由は事業計画者の過失によるものではないことから、農業委員会の意見としては、期間の延長はやむを得ないとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地転用に係る事業計画変更申請については、許可相当として県知事へ送付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事へ送付することに決しました。

議長 日程６、議第４号、第４５７回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第４号、第４５７回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の６ページをお開きください。４件の申請がございました。整理番号１から３は関連がありますので、一括して説明いたします。譲受人は小穴在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は小穴在住の〇〇氏、弁天一丁目在住の〇〇氏及び高松在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑４筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。小穴地内の畑４筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号４について説明いたします。譲受人は細谷在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は宮脇在住の〇〇氏であります。細谷地内の畑３筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、議第5号、第458回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、第458回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の8ページをお開きください。6件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は石曾根在住の〇〇氏であります。石曾根地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。借り人は阿弥陀地在住の〇〇氏、基本構想水準到達者、貸し人は高松在住の〇〇氏及び阿弥陀地在住の〇〇氏であります。高松及び阿弥陀地地内の田5筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整

理番号4について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は金生西二丁目在住の〇〇氏であります。仙石地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号4については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号5について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は中生居在住の〇〇氏であります。中生居地内の田9筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号6について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は中山在住の〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程8、議第6号、令和4年度上山市農業委員会運営方針について議題といたしま

す。まず、基本方針について会長である私から説明いたしますので、別冊総会資料の4ページをお開き願います。

【以下、基本方針を読み上げて説明】

2 事業計画については、会長職務代理者より説明いたします。

木村（辰）代理 2 事業計画についてご説明いたします。（1）諸会議の開催について、総会、運営委員会、全員協議会、専門委員会、最適化推進会議の日程については記載のとおりであります。また、以下、（2）農地調整関係業務の適正執行（3）農地中間管理事業（4）農地利用の最適化の推進（5）農政、農業振興の活性化（6）研修事業の実施（7）認定農業者の育成・確保（8）農業者年金への加入促進と組織への活動支援（9）農業委員会業務に係る相談活動の充実・強化（10）農業委員会活動、農政農地に関する情報宣伝活動について、それぞれ記載のとおり実施してまいります。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

原田委員 積極的に非農地の判断をしていくことについて補則をお願いしたい。

事務局 農業委員会としては、現在農業が営まれている農地というものは耕作放棄地にはしないというのが基本的な方針であります。しかしながら農業者が減少していく現状においては、全ての農地を維持していくのは不可能なものも事実であり、営農条件がいい農地や守るべき農地についてはしっかりと守っていく。中山間地等の作り手がいなくなって代わりに作る人もなかなか見つけられない農地については、耕作放棄地扱いのままにするのではなく、ある一定の段階で農地から除外した上で、農地以外の地目に応じた適切な管理を行っていくという意味合いで記載させていただいたものになります。

長沼委員 農地の出し手や借り手の意向を把握しとあるが、周囲が田の場所に牛の飼料作物を作られてしまうとカメムシの害がある。そういったことも未然に把握しないと遊休農地と同じで、農地の最適化の推進にならないのではないかと。

事務局長 地域の貸し手借り手の情報の共有についてはこちらでも把握出来れば情報提供して、農地の交換のような形で行うのが一番いいかと思うところであります。今後そのような状況を聞き取り頂いた中で、それぞれの地域の中で人・農地プランの中で農地の集積・集約化を、それぞれの認定農業者や農地の担い手が、この土地とこの土地を交換といったやり方が出来れば一番いいと思います。

長沼委員 件の土地の周辺は夏になると草を刈るが、そこは生えたままなので、地区の実行組合等にとって草を刈るよう指導はしてもらえるのか。

事務局長 事務局として指導は難しいと考える。そこは地域の実行組合長等をお願いすることもあると思います。地域で取り組んでいる多面的機能直接支払等の利用している組織であればその地域のなかで出来るとは思うが、市内全域ではないので、やはり実行組合長を通してという話になると考えております。

会長 先程多面的機能支払の話が出たが、それをやっている地域では必ず年に2回くら

いカメムシの発生防止等も兼ねて、この時期に草を刈りなさいと地域の中で決め事をして草を刈っているのが現状だと思います。出来れば事務处理的なことや大変な部分もあるが、ある程度全域的に地域で多面的機能支払を受けられるような体制ができればいいのかと考えています。

木村（正）委員 先程の原田委員の質問にも繋がるが、非農地の確認の方法を、農地パトロールの際は確認するが、その前に地区内の実行組合長に話をするために一番新しい情報を持っていかなければ上手くいかないと思う。以前も話をしたが、ドローンはどうなっているか。きちんと現場を確認できるシステムをとって頂いて、話し合いをするということのも必要ではないかと思う。そのあたりはどうなるか。

事務局 現場確認の際に利用する航空写真に関しては、財政部門より現在松沢で土地が動いているため、落ち着いてから新しくすると返事をもらっています。また4月より国の農業委員会サポートシステムが入れ替えになっており、そちらの方では比較的新しい航空写真になっているようです。今後配置されるタブレット見ることが出来る航空写真については以前より新しいものが見られるようになると思われます。そちらのサイトについてはインターネット上でも見ることが可能なため、新しい航空写真ということでは国のシステムをご活用頂きたいというところです。ドローンについては改めて確認させていただきます。

木村（正）委員 今年の農地パトロールが最後になる可能性もあるわけだが、その前にその地域の人と話し合いをしながら非農地の申請をしたい。昨年はある1人の人が何度も申請した例があるが、地域として申請した方がいいという考え方もあるため、そのあたりの資料があればありがたい。そのような形で進めたいと思うのでご協力を頂きたい。

事務局 分かりました。

後藤委員 色々関連してくると思うが、農地パトロールで荒れている箇所があり、話をしたところ逆上されたという事例があった。農業委員としてはどこまで話をしているのか。基本方針はあるが権限や罰則がないためどのようにしたらいいか。

事務局 荒れている所を見つけた場合は、農業委員から綺麗にして頂きたいとお知らせして頂きたい。後藤委員の言うとおりのそれ以上となると法的に罰則がないため手詰まりというところがあります。国で想定しているのは、固定資産税が上がるというところがペナルティというところになります。今のところ上山市で固定資産税を上げた事例はないわけですが、固定資産税が上がるということも材料としながら説得して頂ければと思っております。

議長 農業委員会の業務の中で耕作放棄地の解消と発生防止というのがある。発生防止というのは発生していそうな所を事前に防いでいくという事であるが、そのあたりを農業委員にお願いしたいという業務である。実際のところ権限があまりないということで、声かけをしていくということが大事なのかと思う。

原田委員 果樹の場合、4年、5年手付かずだと遊休農地、耕作放棄地とみなしてよいか。

事務局 ケースバイケースだが、農地パトロールの際に国の基準としてお見せした写真が、一つの目安になると思います。

議長 他に質問ございますか。発言なしと認めます。お諮りいたします。議第6号令和4年度上山市農業委員会運営方針については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

議長 日程9、承認第1号、令和3年度上山市農業委員会事業報告について、会長職務代理人、各専門委員長、広報紙編集委員長、事務局長より説明いたします。はじめに、会長職務代理人より報告いたします。

木村(辰)代理 承認第1号、令和3年度上山市農業委員会事業報告について説明いたしますので、7ページをお開き願います。令和3年度上山市農業委員会事業報告について、農業委員の業務では、毎月の総会における農地法に基づく許可等について、法令に基づく適正な審議を行いました。特に農地法第3条については、すべての事件において現地調査を行いました。制度改正で、農業委員会の大きな役割として位置づけられた「農地の利用最適化」については、最適化推進会議の開催や各農業委員、推進委員が個々に活動し、担い手への集約、新規就農者の支援などに努めながら、全体として農地の有効活用に向けた取組みを進めました。遊休農地の解消に向けては、農地パトロールや利用状況調査による現状把握に務め、遊休農地であった場合にはその解消に向けて、農地利用意向調査を実施するなど、各農家へ働きかけを行いました。農業委員、推進委員の個別の活動では、農地の巡回や各農家への相談活動を行い、効率的な農地の集積を進めるとともに、担い手の育成・支援に努め、地域農業の振興を図りました。さらに、地域や農家が抱える課題を本市の農林施策に反映させるため、農家の意見を聴するなどして、市長に対して意見および要望書を提出しました。(1)～(6)については、各種会議、研修会等の日程とその内容について記載しておりますのでご覧ください。報告は以上です。

議長 次に、農政専門委員長をお願いします。

上妻委員長 農政に関することについて報告いたしますので、11ページをお開き願います。(1)農政専門委員会は3回開催しており、期日・内容について記載のとおりです。また、以下、(2)意見・要望(3)農業労働力関係(4)賃借料情報の提供(5)視察研修について、それぞれ記載のとおり実施しました。報告は以上です。

議長 次に、農地専門委員長をお願いします。

富田委員長 農地に関することについて報告いたしますので、12ページをお開き願います。(1)農地専門委員会は3回開催しており、期日・内容について記載のとおり

りです。また、以下、(2) 新規就農者対策 (3) 認定農業者に関する業務 (4) 遊休農地対策 (5) 農地台帳の整備について、それぞれ記載のとおり実施しました。13 ページをお開きください。(6) 農地法等に基づく許可・届出の状況について、令和3年度の事務処理状況を記載しております。報告は以上です。

議長 次に、広報紙編集委員長をお願いします。

井上委員長 広報に関することについて報告いたしますので、14 ページをお開き願います。(1) 広報紙編集委員会は2回開催しており、期日・内容については記載のとおりです。(2) 広報紙の発行について、11月25日、3月25日の2回発行しております。それぞれの掲載内容については記載のとおりです。報告は以上です。

議長 次に、事務局長をお願いします。

事務局長 年金に関することについて報告いたしますので、15 ページをお開き願います。

(1) 農業者年金受給者等の状況について、記載のとおりです。(2) 農業者年金の加入促進及び受給相談について、前年度に引き続き制度の周知と加入促進に努めました。また、年金受給手続きについても指導、相談を行いました。なお、昨年度は1名の新規加入がありました。(3) 現況届の受付について、農業者年金受給者の状況を確認するため、受給者より「現況届」を提出いただきました。受給停止に該当しないことを確認のうえ、現況届は農業者年金基金に送付しております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。よって、報告のとおり承認されました。

議長 日程10、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の10 ページをお開きください。令和3年度分として1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、東根市在住の〇〇氏、譲受人は長井市在住の〇〇氏、無職です。松山二丁目及び松山三丁目地内の畑2筆について、地区のゴミ集積所及び排雪場とするため転用するので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

井上委員 地区のゴミ捨て場とあるが、具体的にどのようなものか。

事務局 地区にあるゴミ集積所のことです。わかりにくいので標記を訂正させていただきます。

議長 他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１１、報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第２号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の１１ページをお開きください。令和４年度分として１件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は宮脇在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑３筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１２、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の１２ページをお開きください。令和３年度分として１０件、令和４年度分として３件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号６、９及び１０については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。

議長 日程１３、報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第４号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の１４ページをお開きください。令和３年度分として１件、令和４年度分として２件の届出がございました。整理番号１について説明いたします。貸し人は原口在住の〇〇氏、借り人は原口に事務所を有する有限会社〇〇であります。先ほど議決いただきました、農地法第５条の規定による許可申請に伴い、原口地内の畑１０筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号２について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第458回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、小穴地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました、第457回農用地利用集積計画の所有権移転に伴い、小穴地内の畑1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程14、報告第5号、令和4年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、令和4年度上山市農業委員会歳入歳出予算について報告いたしますので、別冊総会資料16ページをお開きください。

【以下、総会資料を読み上げて報告】

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時55分)

議事録署名人

議事録署名人